

坂東市合併20周年記念式典運営支援業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、坂東市（以下「本市」という。）が実施する坂東市合併20周年記念式典運営支援業務委託（以下「本業務」という。）について、契約の相手方となる事業者を坂東市プロポーザル実施要綱（平成21年坂東市告示第208号。以下「要綱」という。）に基づく公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

本要領に従い、最も優れた提案をした者を契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途作成の上、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 業務の概要

（1）業務名

坂東市合併20周年記念式典運営支援業務委託

（2）業務内容

「坂東市合併20周年記念式典運営支援業務委託公募仕様書」（以下「公募仕様書」という。）のとおり

（3）委託期間

契約締結日の翌日から令和6年11月29日（金）まで

（4）履行場所

坂東市岩井5082番地

坂東市総合文化ホール ベルフォーレ（坂東市民音楽ホール）

（5）業務に要する費用（提案金額）上限額

金3,190,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約時の予定価格については、本上限額の範囲内で別途設定する。

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

※要綱に基づき、坂東市合併20周年記念式典運営支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、提出書類について、別に定める評価基準（坂東市合併20周年記念式典運営支援業務委託に係る公募型プロポーザルにおける評価基準。以下「評価基準」という。）により評価を行い、契約候補者を選定する。

4 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 本市の令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格の有資格者であること。ただし、資格を有さない事業者は、「注記 入札参加資格を有さない者の参加」の記載事項に従い、提出書類を提出し、資格を有する事業者と同様の資格を有する者であることの確認を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 坂東市建設工事請負業者指名停止等措置要綱(平成17年坂東市訓令第47号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。また、本市が求めた場合には、税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は、坂東市建設工事暴力団等排除対策措置要綱(平成19年坂東市訓令47号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) プロポーザル参加意向申出書の提出時点において、令和5・6年度「坂東市競争入札参加資格者名簿」の営業品目が「イベント運営」に登録されている事業者であること、又は、国又は地方公共団体が過去10年以内（平成26年4月1日から令和6年3月31日まで）に発注した同種（記念式典、記念イベントの運営等）の業務委託に、元請（共同企業体の構成員である場合を含む。）として受注した実績がある事業者であること。

**注記 入札参加資格を有さない者の参加**

4 資格要件（1）に掲げる令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格を有さない者が本プロポーザルに参加する場合は、プロポーザル参加意向申出書の提出に併せて、プロポーザル参加資格審査申請書及び附属書類（以下「資格審査申請書等」という。）を提出し、坂東市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合に、本プロポーザル及び本業務に限り、参加資格を有することとする。

なお、資格審査申請書等については、別紙「プロポーザル参加資格審査申請書及び附属書類」を参照すること。

資格審査申請書等については、一般競争（指名競争）入札参加資格審査に準じて受理することとし、不足書類や不備について必要な補正等の指示を行うことがある。受理した資格審査申請書等については、7 書類審査（参加資格確認審査）

【第一次審査】において、坂東市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有するか否かについて審査し、審査結果については、第一次審査の結果と併せて、電子メールで通知する。

## 5 質問の受付及び回答

本要領、公募仕様書等に関する質問は、次により行う。

### (1) 提出書類

質問書（様式第5号）に必要事項を記載し、「14 事務局」に記載の電子メールアドレス宛に送付すること。

なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

※メール送信後、必ず電話で本市にメールの受信確認を行うこと。

### (2) 質問受付期間

令和6年6月28日（金）から同年7月10日（水）午後5時まで

### (3) 質問に対する回答

質問者に対し、電子メールで回答するとともに、質問及び回答の内容を市ホームページで公表する。その際、質問者名は公表しない。

## 6 参加手続

### (1) 実施要領・公募仕様書等の確認

①公告日 令和6年6月28日（金）

②公告方法 市ホームページ及び坂東市公告式条例（平成17年坂東市条例第3号）別表に掲げる掲示場への掲示

③関係書類の入手方法 本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の市ホームページからダウンロード可能。紙媒体は企画部企画課において配布する。

URL <https://www.city.bando.lg.jp/page/page010090.html>

### (2) 参加表明の手続

#### ①提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本要領、公募仕様書及び坂東市契約規則（平成20年坂東市規則第8号）等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出する。

ア プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）

※4 資格要件（1）に掲げる令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格を有さない者が参加する場合は、併せて注記に記載のとおり資格審査申請書等を提出する。

イ 業務担当者調書（任意様式）

※併せて、業務実施体制が分かるような内容を明記する。

ウ 会社概要書（様式第3号） ※パンフレット等を添付する。

エ 業務実績調書（様式第4号）

#### ②提出部数

各1部

#### ③提出方法

下記の提出場所に郵送又は持参（いずれの場合も提出期限必着）

〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地

坂東市役所企画部企画課

※郵便による場合は、受取日時及び配達が可能である方法によることとし、郵便事故等により提出書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議申し立てはできない。

(3) 受付期間

令和6年6月28日（金）から同年7月17日（水）午後5時まで【必着】  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

7 書類審査（参加資格確認審査）【第一次審査】

(1) 審査方法

審査会において、6（2）により提出された書類について、「4 資格要件」各号への適合等について審査し、本プロポーザルへの参加資格を確認する。

(2) 審査結果及び第二次審査実施通知（参加資格確認結果通知書）

審査結果及び第二次審査実施の有無について、提出者全員に電子メールで通知する。〔通知予定日：令和6年7月19日（金）〕

8 提案書等の提出

7（2）による第二次審査対象者は、次のとおり提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

①提案書等

ア 提案書（様式第2号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務工程表（任意様式）

エ 業務担当者調書（任意様式） ※6（2）①イと同様の書類

オ 見積書及び内訳書（任意様式）

※業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。

カ 会社概要書（様式第3号） ※6（2）①ウと同様の書類

キ 業務実績調書（様式第4号） ※6（2）①エと同様の書類

※エ、カ及びキについては、プロポーザル参加意向申出書の提出時の書類と同じ書類を提出すること。ア～キをA4版（A3版の折り込みは可）で作成し、1冊の資料としてまとめること。

②業務実績を証明する書類（様式第4号関係）

(2) 提出部数

①提案書等 正本1部、副本9部

※正本がカラー印刷の場合、副本もカラー印刷とすること。

②業務実績を証明する書類 1部

(3) 提出方法

下記の提出場所に郵送又は持参（いずれの場合も提出期限必着）

〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地

坂東市役所企画部企画課

※郵便による場合は、受取日時及び配達が可能である方法によることとし、郵

便事故等により提出書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議申し立てはできない。

(4) 受付期間

令和6年7月19日（金）から同年7月26日（金）午後5時まで【必着】  
（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

9 プレゼンテーション及びヒアリングによる審査【第二次審査】

第二次審査対象者に対する第二次審査は、次により行う。

(1) 審査の実施

審査会において、提案者による提出書類に基づくプレゼンテーション及び提案者へのヒアリングを実施し、「評価基準」に基づき、審査する。

なお、第二次審査対象者が1者の場合においても実施する。

①実施日

令和6年8月1日（木） 午後1時

※時間、順番等は第二次審査実施通知に記載

②実施場所

坂東市役所 1階多目的ホール（坂東市岩井4365番地）

③出席者

1者3人以内とし、説明は本業務と直接関わる者が行うこと。また、本業務を受託した場合の主たる技術者は必ず出席すること。

④その他

ア 対面形式で実施。審査時間（目安）は、プレゼンテーション20分、ヒアリング10分とする。

イ 当日における追加資料の提出はできない。スクリーンを使用する場合は、提案書等にある内容以外のものを映すことはできない。

ウ 機材について、プロジェクター、スクリーン及び電源は事務局で用意することが可能。希望する場合は提案書等の提出時に申し出ること。パソコンその他の必要な物品は提案者が用意する。

(2) 審査方法

第二次審査においては、業務実績、業務実施体制、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒアリング内容）及び見積金額等を「評価基準」に基づき総合的に評価し、最も評価が優れている提案者を契約候補者として、次点を次点候補者として選定する。

①最優秀提案の決定

評価者1人当たりの持ち点を100点とし、各評価者の採点の合計点が最も高い提案を最優秀提案とし、提案者を契約候補者とする。

なお、点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

ア 項目「企画提案内容」の合計点数が高い提案を最優秀提案とする。

イ アにおいてもなお同点の場合は、見積書の金額が低い提案を最優秀提案とする。

## ②最低基準点の設定等

各評価者の持ち点の合計を満点とし、その6割を最低基準点とする。それ以上の点数を得たものがない場合は、最優秀提案の決定は行わない。

## ③契約候補者の決定

市は、審査会による評価結果を基に、契約候補者を決定する。

## (3) 審査結果の公表及び通知

市ホームページにおいて、契約候補者及び次点候補者の名称を公表する。

併せて、すべての提案者に、自身の審査結果（合計点）について電子メールで通知する。

〔公表及び通知予定日：令和6年8月2日（金）〕

## 10 契約の締結

市は、契約候補者となった者と、提案書等の記載事項等に基づき、契約に係る業務仕様及び契約金額について協議を行い、委託契約を締結する。

契約締結に係る協議が不調に終わったときや、坂東市契約規則その他関係法令に照らして本業務を委託することが困難と認められる場合は、契約を締結しないこととし、次点候補者と契約に向けた交渉を行うものとする。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

## 11 スケジュール

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 令和6年6月28日（金） | 募集開始（実施要領等公告）及び質問受付開始      |
| 令和6年7月10日（水） | 質問受付期限 ※質問には随時回答           |
| 令和6年7月17日（水） | プロポーザル参加意向申出書提出期限          |
| 令和6年7月19日（金） | 第一次審査（参加資格確認）結果及び第二次審査実施通知 |
| 令和6年7月26日（金） | 提案書等提出期限                   |
| 令和6年8月1日（木）  | 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）    |
| 令和6年8月2日（金）  | 第二次審査結果通知                  |
| 令和6年8月8日（木）  | 契約締結（予定）                   |

## 12 留意事項

- (1) 本プロポーザルに関して発生する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 提出期限以後の提案書等の修正や資料の追加等は認めない。
- (4) 提案者が1者の場合でも、本プロポーザルを実施する。
- (5) プロポーザル参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、書面により申し出ること。
- (6) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (7) 提案者は、他者の評価結果について提示を求めることはできない。
- (8) 評価点合計が1位であっても、公募仕様書に沿わない事実が判明した場合は、

契約候補者として選定しない場合がある。

- (9) 本要領の各項目に定める期間のうち、坂東市の休日を定める条例（平成17年坂東市条例第2号）第1条に規定する本市の休日にあつては、書類等の配布、受付等はできない。

### 1.3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 書類の内容に不備、不足又は虚偽があった場合
- (2) 書類提出後に、書類の内容に大きな変更等が生じ、本プロポーザルに影響があると認められる場合
- (3) 本要領に定める手続以外の手法により、直接、間接を問わず故意に審査委員又は関係者に接触し、本プロポーザルに対する援助又は何らかの便宜若しくは情報の提供を求めた場合
- (4) 直接、間接を問わず故意に他の参加者又は参加者と関係があると認められる者に接触した場合
- (5) 審査の公平性を害する行為、一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為や審査結果に影響を及ぼすおそれがあると認められる行為を行った場合
- (6) その他審査会が不適格と認めた場合

### 1.4 事務局（問合せ先）

坂東市役所企画部企画課 桃井 篠塚 吉岡

〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地

TEL：0297-21-2181（直通）

FAX：0297-35-8201

Email：kikaku@city.bando.ibaraki.jp